

令和 3 年度（2021 年度）第 5 回

宝塚市上下水道事業審議会議事概要

宝塚市上下水道局

令和3年度(2021年度)第5回宝塚市上下水道事業審議会議事概要

[日 時] 令和4年3月30日(水) 午前10時00分～午後12時00分

[場 所] 宝塚市上下水道局仮設庁舎 第一会議室

[出席委員] 田中 智泰 尾崎 平
鋤田 泰子 竹谷 泰二
赤川 析子 水谷 公隆
吉澤 源太郎 齋藤 眞里子
(敬称略・順不同)

[事務局] 金岡 局長 中村 経営管理部長
下野 施設部長 松永 総務課長
檜本 経営企画課長 中条 浄水課長
和泉 水質検査担当課長 久代 工務課長
寺脇 給排水設備課長 三宅 下水道課長

1 審議会の成立

事務局：委員総数10名中出席委員8名のため、宝塚市上下水道事業審議会規則第6条第2項により、本日の審議会は成立致しました。

2 傍聴者の確認

事務局：審議会開会前の傍聴者の入室に関しましては、本日は傍聴される方はおられませんので報告させていただきます。

3 議題

会 長：それでは、議題1の「改定内容について」に入る前に、前回の書面審議の結果について事務局から報告をお願いします。

事務局：前回の書面審議の結果について、報告します。全ての委員の方から回答をいただき、経営状況がひっ迫しており危機的状況であることから改定内容の審議に進むべきだというご意見をいただいています。ただし、無条件にということではなく、情報開示や市民の皆さんへの丁寧な説明などの条件を付しておられるご意見がほとんどでした。

会 長：事務局から前回の書面審議の結果について報告がありましたが、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

会 長：書面審議の結果報告については、特にご意見なしということによろしいでしょうか。では、続きまして、議題1「改定内容について」の審議に入ります。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料の説明（内容省略）

会 長：事務局からの説明に関しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：質問は3点です。1点目は、資料6ページの従量料金制についてです。そもそも逓増型は節水を意識した制度だと思えますが、現在の状況には合わなくなってきていると思えます。この逓増性を緩和すると需要がどうなるのかについて予測はあるのでしょうか。2点目は、資産維持費についてです。日水協の試算では、各市が算定しやすいような方法を設定していると思えますが、資産維持費の性格を考えると、本来は更新に必要な費用を緻密に計算する必要があると思えます。宝塚市の理想がどの程度なのか教えていただきたいのと、説明するにあたっては理想と現実の両方を述べられるほうがいいのではないかと思います。最後3点目は、借入金についてです。今は低金利なので、しっかり借りて様々な対策に充てる自治体も多いかと思えます。この借入の割合によって、改定率も大きく変わると思えますが、どのようにお考えかお伺いしたいです。

事務局：まず1点目についてですが、今回は全体的な平均改定率のお話をさせていただいて、次回以降に基本料金と従量料金をどのように設定するのかについての資料をお示しする予定としています。2点目についても、次回までに資料をご提示したいと思えます。最後の3点目ですが、確かに今は低金利なので、将来借りるより今借りたほうが良いという考えもあり、利率が低い間に借りて資金を残し、利率が上がったときには借りなくていいようにと考え、今回の資金残高等の推移のパターンをお示ししています。

委 員：逓増率にしても、資産維持費にしても、借入にしても宝塚市としての理想があるかと思えますので、理想と現実をお示しするほうがいいのかと思います。

委 員：逓増性や料金構造は次回ということですが、私は、今後逓増性は緩和する方向で検討すべきだと考えているので、次回の資料作成の際に考慮いただきたいと思えます。また、受水費を変動費と固定費に分けていると思えますが、宝塚市は固定費が高くなるので、固定費はなるべく基本料金で賄うべきだと考えています。将来的な受水費の比率なども考えて、基本料金と従量料金の割合をよく検討したほうがよいと思えます。最後に、今回、計算の対象期間は、3年間とされていますが、何回か料金改定が必要という話であったと思えます。それなら、もう少し長い目で試算して早めに値上げをしておくほうがいいのか、数年ごとに何回も改定するほうがいいのかも示したほうがよいと思えます。また、メーターの口径については、今後13mmを20mmにする方向でしょうか。基本料金に差をつける必要があるのか再度検討してみられては

どうでしょう。基本を 20 mm とするのであれば、13 mm と 20 mm で差をつけなくてもいいのではないかと思います。

事務局： いただいたご意見については、次回資料作成の際の参考とさせていただきます。また、計算の対象期間についてですが、今回の審議会資料の 17 ページを前提とすると、19% の改定の場合、次回の改定時期は令和 20 年度ごろになります。そうすると、その間の経費の見込みが難しく、期間を延ばして振れ幅のある数値で試算することに少し抵抗があります。

委員： わかりました。ちなみに投資についてはどう考えて試算しているのでしょうか。

事務局： 経営戦略の見直しでの投資に基づいて試算しています。

委員： 19% 改定の試算において令和 2 年度を含めた 3 年間で試算をされたということでしたが、コロナだから令和 2 年度は除いたという説明のあった部分と整合はどうなっていますか。また、借入と収益の比率についてですが、宝塚市の借入率がとても高いです。市のポリシーとしてどう考えているのでしょうか。また、料金回収率と言うと一般の方にはわかりにくいです。料金を支払っていない人がいるという風に勘違いされる方もいると思います。作るのにかかったお金より売ってもらうお金の方が安いのはおかしいというような説明だと理解しやすいと思います。これが 100% を下回ることにについて、市としてどうお考えなのかお伺いしたいです。今回の資料では改定率のパーセントによって基本料金と従量料金をどう触るのかぴんと来ませんが、今までのやり方で行くと大口の人が小口の人を負担しているので、ここをさらに触るのはどうかと思います。小口の人に負担してもらうということであれば 19% 以上の負担になると思うので、きちんと説明していく必要があると思います。

事務局： 試算のデータについてですが、請求件数については、コロナであった令和 2 年度にも影響がなく、水量についてだけリモートワークの増などで影響があったと考えています。今回、令和 2 年度も含めた推移をとったのは請求件数だけであり、1 件当たりの水量については令和元年度のデータを使用しています。

委員： 私も固定費は基本料金で賄うのが基本だと考えています。収入の少ない家庭については負担が大きくなりますが、固定費を基本料金で回収できないのは今後大きな問題になると思いますので、ご検討いただきたいです。

事務局： 一般家庭の基本料金については、すでに近隣市より高い状況ですが、それでも固定費を賄いきれていません。どの程度上げれば固定費を賄えるのか、その場合近隣市と比較するとどうなるのかについて次回お示ししたいと思います。

委員： 受水費は他都市と同レベルなのでしょうか。値下げの交渉などはできないのでしょうか。

事務局： 現在、他都市と比較して受水割合がかなり大きいということはないと思いますが、今後受水費の割合が上がっていく可能性はあります。将来的に浄水場の建て替えなどの施設更新をどのように考えていくか、その状況によります。

委員：今回改定率の目安がつかないと次回の資料の作成が大変かと思うのですが。

事務局：ある程度改定率を絞っていただくとありがたいです。

委員：経営戦略で推計した場合の説明をもう少しして下さい。

事務局：経営戦略の時点では人口を推計し、それに一人当たりの水量をかけて計算していません。日水協の方法の方が細かく計算されています。

会長：一番理想的な形として、19%の改定で令和17年度まで黒字が維持できればいいとお考えなのか、将来的にずっと料金回収率100%も維持されたいのかどちらなのでしょう。

事務局：総務省も料金改定率100%以上が基本という見解を示しており、交付金を受けながら管路更新を実施できる状態にしておくためにも、料金回収率100%も達成したいと考えています。

会長：今回19%の改定を実施したとしても、数年後には料金回収率が100%を下回る見込みですが、また改定をするということでしょうか。

事務局：料金回収率100%は意識したいと考えています。

委員：最近の工賃の値上げや料金回収率100%以上ということを考えれば18%か19%の値上げで検討しないといけないかと思います。ただし、急激な負担増とならないような料金構造にするとともに、市民への説明を十分にする必要があります。

委員：広報などで料金の値上げが必要だということは理解していますが、市民であれば値上げ率は低いほうがいいと考えるものです。近隣の状況などをきちんと理解している水道局の案を精査して慎重に2つか3つほどに絞っていただいてご説明いただければと思います。また、市民への説明はこれまでも求めてきたようにきちんと行ってほしいと思います。

局長：市民の方に理解していただくことが一番大切だと考えています。

委員：書面審議では、料金改定の内容を考えるべきという意見だったわけですが、かなりの付帯意見がついていると思うので、この付帯意見にどう対応していくかも整理してほしいと思います。

事務局：付帯意見についての対応を整理したものを次回ご提示したいと思います。

委員：資産維持費の算入の有無や改定率を決定したいということでしたが、今回の純利益の推移は、経営戦略に基づいていると思います。日水協と経営戦略では料金収入の見込み額が変わるので、どの方式を使うかによって純利益の計算見込も変わってくると思います。まず、どの方法を使うのかを決める必要があるのではないかと思います。

事務局：今回は改定率の比較としての資料とお考えいただきたいと思っています。改定率を絞っていただければ、それに応じて詳細な資料を提示させていただきます。

委員：改定率を示して欲しいというところに引っかかっています。例えば10年間については黒字を確保するとかそういう方針をまず決めて、そのためには改定率を何%にするべきかという話になるのではないかと思います。

会 長：一番厳しめにとるほうがいいのかとは思いますが。収益は厳しめに、費用は多めに見込むのがよいと思いますが、どの率とするか選ぶのは今の時点では難しいです。まず、水道局の方針、理想の形を示していただいて、そのためにはこの改定率ということを経験するのがいいのではないかと思います。

事務局：理想と現実を示すことで、改定率を審議いただけるということであれば、そのようにさせていただきたいと思います。

会 長：よろしく申し上げます。それでは、最後に議題の「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：特にありません。次回の審議会ですが、4月中旬以降改めて日程調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

会 長：それでは、本日の議題は以上です。

4 閉会

局 長：挨拶（森上下水道事業管理者退任、福永上下水道事業管理者の着任を報告）
本日の審議会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

宝塚市上下水道事業審議会 資料

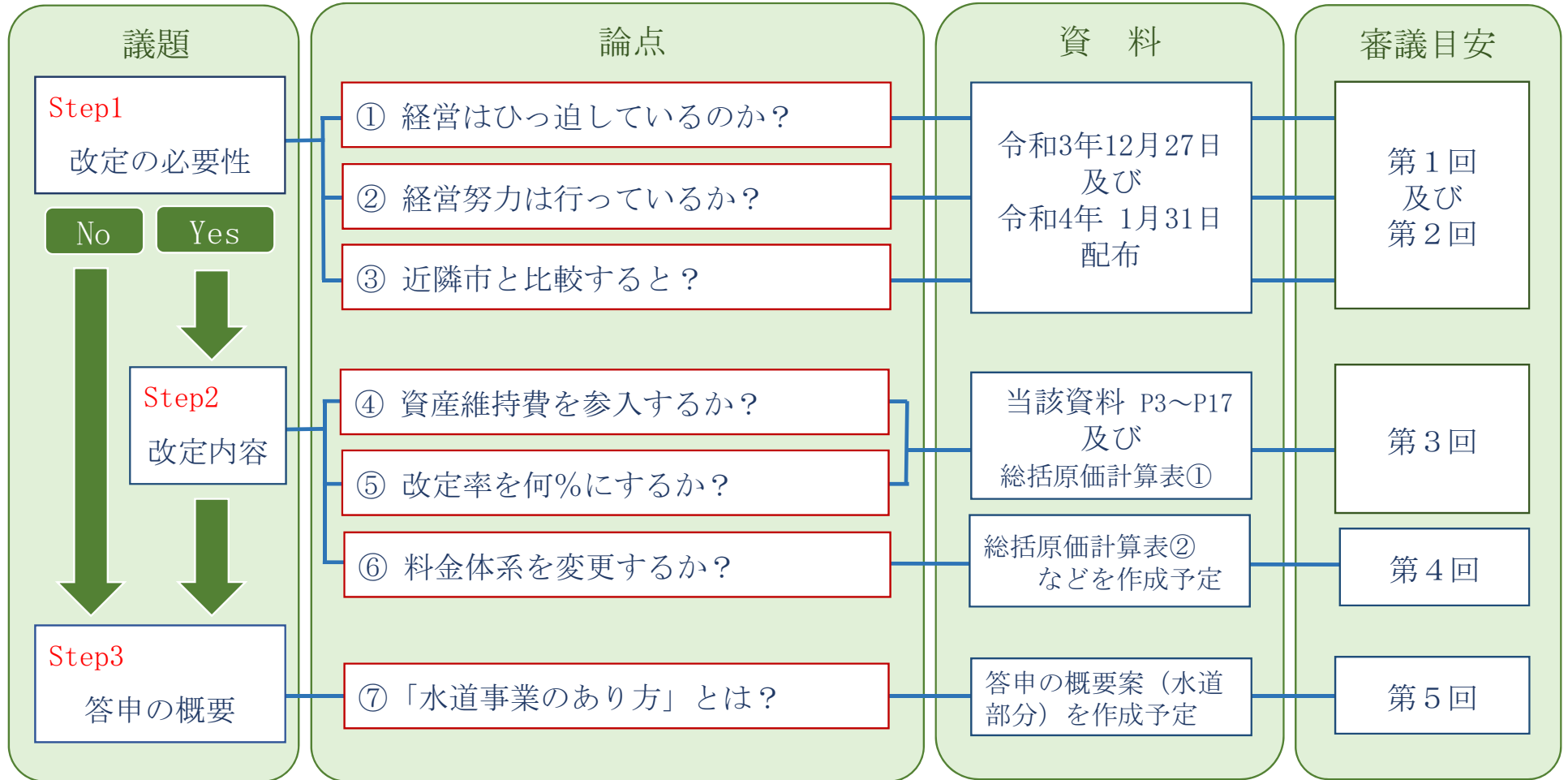
令和4年（2022年）3月30日開催

目次

	タイトル	ページ
1	目次	P 1
2	議題と論点	P 2
3	水道料金制度の概要	P 3
4	水道メーター口径ごとの給水戸数等の割合	P 4
5	1 m ³ あたりの料金収入の比較	P 5
6	従量料金 最低単価と最高単価の差 (近隣市比較)	P 6
7	基本料金 (近隣市比較)	P 7
8	従量料金単価 (近隣市比較)	P 8
9	総括原価方式	P 9
10	資産維持費算入の実態	P 10

	タイトル	ページ
11	総括原価方式における計算結果	P 11
12	改定後の純利益の推移	P 12
13	改定後の資金残高等の推移 (借入率30%)	P 13
14	改定後の資金残高等の推移 (借入率50%)	P 14
15	改定後の資金残高等の推移 (借入率70%)	P 15
16	改定後の料金回収率の推移	P 16
17	令和50年度までに必要な改定の回数	P 17

議題と論点



水道料金制度の概要

本市では、「基本料金」と「従量料金」から構成される二部料金制を採用しています。

料金表 (金額は2か月分。消費税は含んでいません。)

用途	口径 mm	基本料金 円	従量料金						
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般用	13	1,600	1m ³ ~20m ³ 1m ³ につき 20円	21m ³ ~40m ³ 1m ³ につき 120円	41m ³ ~60m ³ 1m ³ につき 150円	61m ³ ~80m ³ 1m ³ につき 200円	81m ³ ~100m ³ 1m ³ につき 220円	101m ³ ~600m ³ 1m ³ につき 240円	601m ³ 以上 1m ³ につき 260円
	20	2,000							
	25	2,600							
	30	8,000							
	40	16,000							
	50	32,000	1m ³ ~20m ³ 1m ³ につき 120円						
	75	40,000							
	100	80,000							
150	120,000								
			<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> (安) (高) </div>						
用途		基本料金	従量料金						
2	公衆浴場用	4,000円	1m ³ につき	50円					
3	臨時用	8,000円	1m ³ につき	400円					

逓増料金制

使用水量が多いほど、1m³当たりの水道料金が高くなる

均一料金制

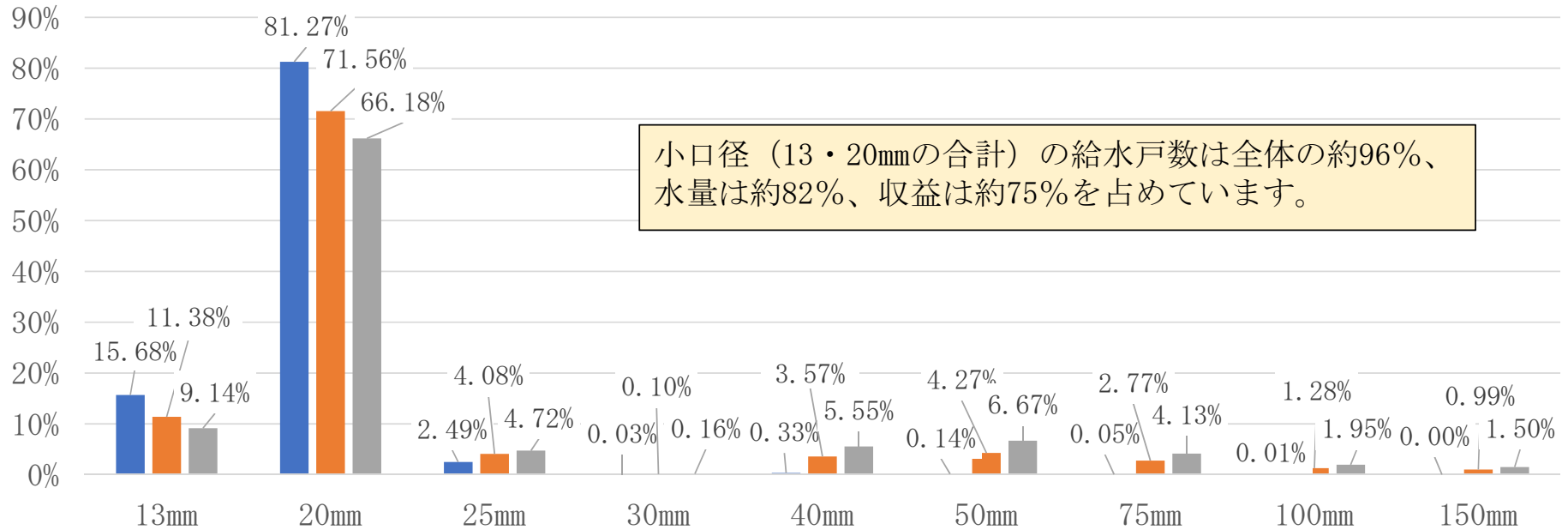
使用水量に関わらず、1m³当たりの水道料金は一定

水道メーター口径ごとの給水戸数等の割合

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	合計
給水戸数	15.68%	81.27%	2.49%	0.03%	0.33%	0.14%	0.05%	0.01%	0.00%	100.00%
有収水量	11.38%	71.56%	4.08%	0.10%	3.57%	4.27%	2.77%	1.28%	0.99%	100.00%
給水収益	9.14%	66.18%	4.72%	0.16%	5.55%	6.67%	4.13%	1.95%	1.50%	100.00%

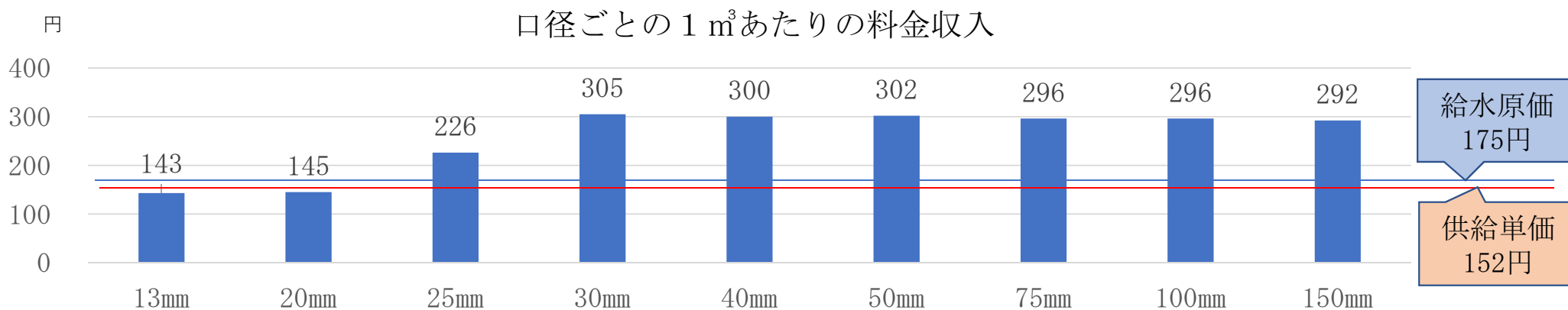
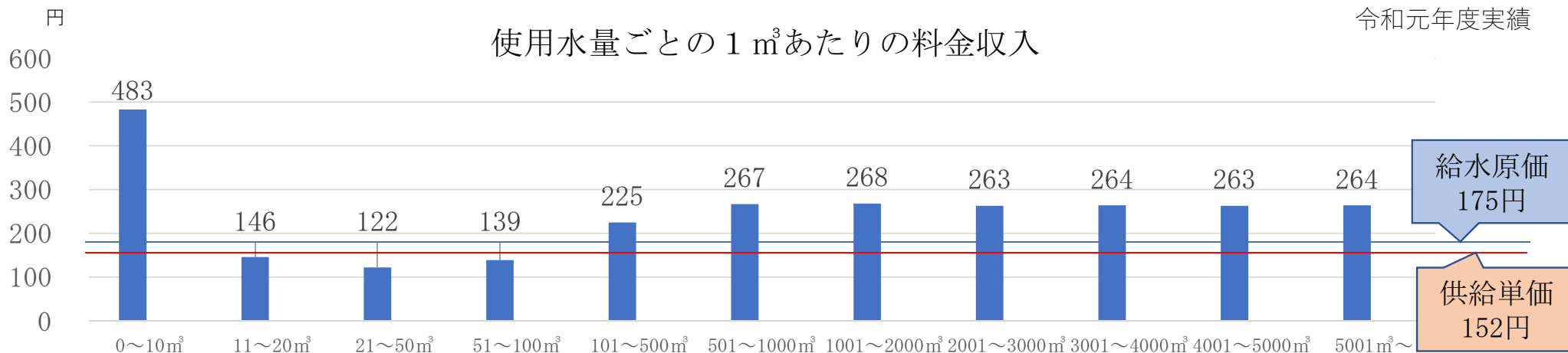
■ 給水戸数 ■ 有収水量 ■ 給水収益

令和元年度実績



1 m³あたりの料金収入の比較

令和元年度実績



従量料金 最低単価と最高単価の差 (近隣市比較)

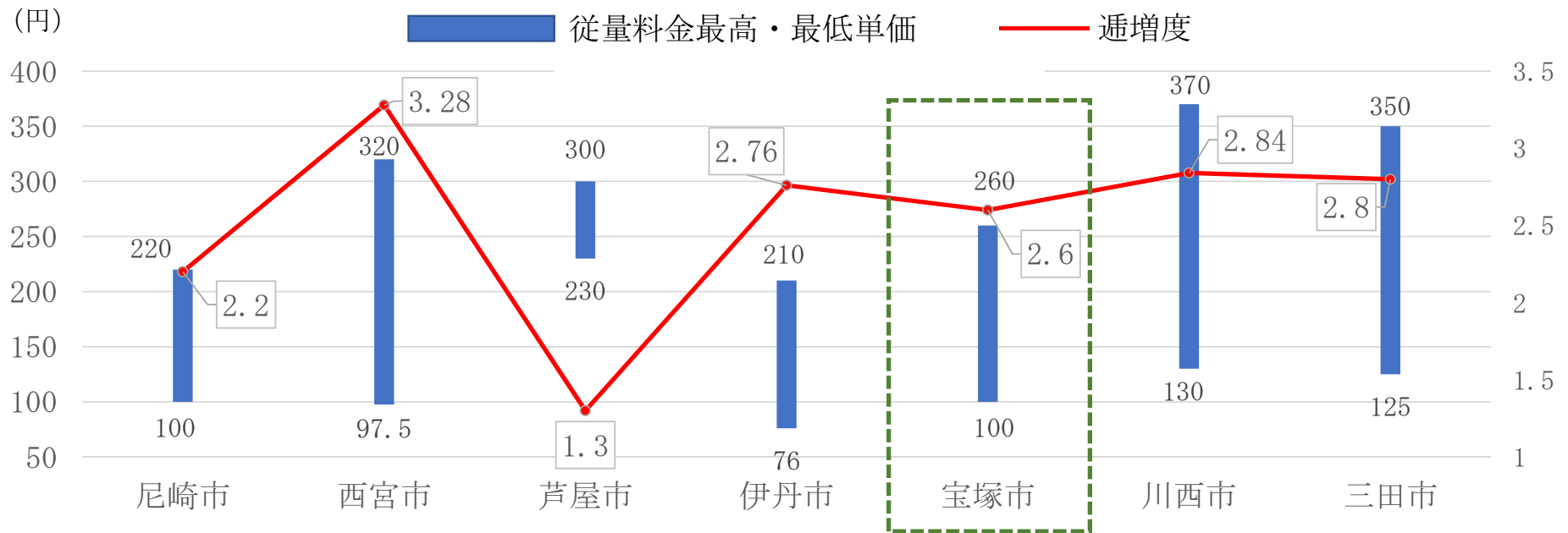
逓増度が高いほど大口使用者の負担が重くなる傾向があります。

☆逓増度とは・・・1m³当たりの最高単価 ÷ 1m³当たりの最小単価

☆本市の逓増度は・・・2.6

→ 260円【最高単価】÷((800円【13mmの1カ月の基本料金】+ 20円【1~10m³の従量料金】×10m³)÷10)

本市の逓増度は阪神間では高い方から5番目、低い方からは3番目



基本料金（近隣市比較）

(円)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
尼崎市	1,100	1,100	2,440	－	6,440	15,280	31,920	59,960	124,800
西宮市	1,670	1,910	2,730	6,700	13,400	27,000	67,600	102,000	224,000
芦屋市	1,800	2,260	3,000	－	5,080	10,600	22,400	42,600	115,600
伊丹市	820	1,040	1,380	－	11,800	23,200	54,400	90,000	132,000
川西市	1,400	1,400	5,200	－	17,000	29,000	74,000	150,000	－
三田市	2,200	2,200	3,580	9,340	11,860	26,960	55,720	95,260	260,640
平均	1,438	1,530	3,066	8,020	10,930	22,007	51,007	89,970	171,408
宝塚市	1,600	2,000	2,600	8,000	16,000	32,000	40,000	80,000	120,000

※ 芦屋市の口径13mm・20mm・25mmの基本料金には、20m³までの従量料金が含まれているため、口径13mm・20mm・25mmについては、芦屋市を除いた5市で平均を計算しています。

従量料金単価 (近隣市比較)

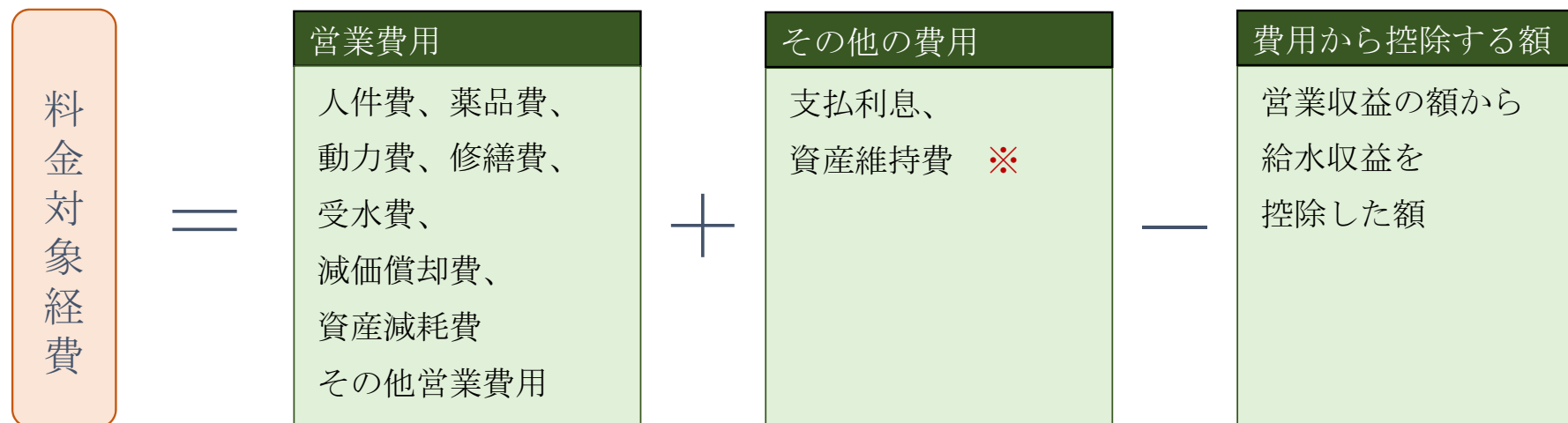
(円/m³)

水量	1m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 40m ³	41m ³ ~ 60m ³	61m ³ ~ 80m ³	81m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ ~ 600m ³	601m ³ ~
尼崎市	45	45	132	132	182	182	220	220	220	220
西宮市	14	14	155	155	179	258	258	258	320	320
芦屋市	0	0	140	140	180	220	240	270	300	300
伊丹市	35	35	135	155	175	185	195	210	210	210
川西市	60	80	150	150	220	305	305	305	370	370
三田市	15	15	150	150	180	240	240	290	350	350
平均	34	38	144	147	186	232	243	259	295	295
宝塚市	20	20	120	120	150	200	220	240	240	260

※ 上記は口径20mmの従量料金単価です。芦屋市の20m³までの従量料金は基本料金に含まれているため、20m³までは芦屋市を除いた5市で平均を計算しています。

総括原価方式

水道法施行規則第12条において、料金は「算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について、次の方法により計算した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること」と規定されています。この算定方法を総括原価方式と言います。詳細は別添の総括原価計算表を参照ください。



※ 資産維持費とは、物価上昇による減価償却費の不足などに対応するため、総括原価への参入が認められているものです。これが適切に計上されない場合、将来の水道施設の更新に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなります。

資産維持費算入の実態

平成27年3月に公表された日本水道協会が実施したアンケート結果（平成21年4月から平成25年4月までに料金改定を実施した201事業体を対象）は次のとおりです。

資産維持費を算入しているか	
していない	57%
している	43%

なぜ資産維持費を算入していないのか	
① 料金が大幅に上がるため	80%
② 手持ちの資金により費用を確保できるため	10%
③ その他	10%

資産維持費の参入は水道法で認められていますが、実際に算入している市は43%と半数以下です。算入しない理由は、参入すると料金が高騰するためという市がほとんどです。

また、資産維持費を算入している市の半数以上が2%以上の率を設定していますが、本市が水道事業総括原価計算表①において設定した率は0.28%です。料金の高騰を抑えるためにできるだけ低い率を採用しています。

資産維持費の設定率は			
① 4%以上	9%	④ 1%以上2%未満	23%
② 3%以上4%未満	21%	⑤ 1%未満	26%
③ 2%以上3%未満	21%		

水道事業総括原価計算表①において設定した率=0.28%

0.28% = 平均的自己資本構成比率 (50%) × 借入利率の平均 (0.56%)

総括原価方式による計算結果

総括原価方式（算定期間：令和5年度から令和7年度まで）により計算した改定率は次のとおりです。「料金収入をどのように見込むか」と「資産維持費を算入するか」により、6つの改定率が算出されました。

	日本水道協会 が示す方法	世帯構成員数 を考慮する方法	経営戦略中間見直し の数値を採用
① 料金収入（現行料金体系）	10,145,722 千円	9,939,726 千円	10,446,071 千円
② 料金対象経費	11,951,443 千円	11,877,014 千円	11,951,443 千円
③ ②のうち資産維持費	254,159 千円	254,159 千円	254,159 千円
④ 改定率（資産維持費を算入 する場合） ②÷①	18 %	19 %	14 %
⑤ 改定率（資産維持費を算入 しない場合） ②－③÷①	15 %	17 %	12 %

改定後の純利益の推移

水道事業経営戦略中間見直しの数値を基礎として、各年度の純利益の見込みを計算した結果は次のとおりです。令和5年度に改定を行うとして算定しています。平均改定率が19%の場合は、令和17年度まで黒字を維持できます。平均改定率が18%・17%の場合は赤字になる時期が1年早まります。また、平均改定率が15%・14%の場合は令和14年度まで、平均改定率が12%の場合は令和13年度まで黒字となる見込みです。

(億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率19%	4.2	4.2	4.1	3.9	3.7	3.4	3.0	2.6	2.4	1.8	1.3	0.7	0.1	-0.6
改定率18%	3.8	3.8	3.8	3.5	3.3	3.0	2.6	2.3	2.1	1.5	0.9	0.4	-0.2	-0.9
改定率17%	3.5	3.5	3.4	3.2	3.0	2.7	2.3	2.0	1.8	1.2	0.6	0.1	-0.5	-1.2
改定率15%	2.8	2.8	2.7	2.5	2.3	2.0	1.6	1.3	1.1	0.5	-0.1	-0.6	-1.2	-1.9
改定率14%	2.4	2.5	2.4	2.2	2.0	1.7	1.3	1.0	0.8	0.2	-0.4	-0.9	-1.5	-2.2
改定率12%	1.7	1.8	1.7	1.5	1.3	1.0	0.6	0.3	0.1	-0.5	-1.1	-1.6	-2.2	-2.9
改定なし	-2.5	-2.4	-2.5	-2.7	-2.8	-3.1	-3.5	-3.7	-3.9	-4.5	-5.0	-5.5	-6.1	-6.7

改定後の資金残高等の推移（借入率30%）

水道事業経営戦略中間見直しの数値を基礎として、各年度の資金残高の見込み及び企業債残高対給水収益比率を計算した結果は次のとおりです。令和5年度に改定を行うとして算定しています。本市は企業債残高対給水収益比率が他市に比べて高く（令和2年度：類似団体平均295%、本市481%）、健全な経営のためには、今後の借入を抑える必要があり、建設改良費の30%を借り入るとして算定しています。

（億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率19% （比率）	29.7 406%	25.4 404%	23.9 401%	22.7 399%	22.5 395%	18.1 393%	13.2 392%	8.3 390%	3.1 388%	-2.4 388%	-8.1 387%	-14.2 386%	-20.3 384%	-26.8 384%
改定率18% （比率）	29.4 410%	24.7 407%	22.9 405%	21.3 402%	20.8 398%	16.0 397%	10.8 395%	5.5 394%	0.1 391%	-5.8 391%	-11.8 390%	-18.2 389%	-24.7 387%	-31.5 388%
改定率17% （比率）	29.0 413%	24.0 411%	21.8 408%	19.9 405%	19.1 402%	14.0 400%	8.4 398%	2.8 397%	-3.0 395%	-9.2 395%	-15.6 394%	-22.3 392%	-29.1 391%	-36.2 391%
改定率15% （比率）	28.3 421%	22.6 418%	19.7 415%	17.2 412%	15.6 409%	9.8 407%	3.6 405%	-2.7 404%	-9.2 402%	-16.0 402%	-23.1 400%	-30.4 399%	-37.9 397%	-45.6 398%
改定率14% （比率）	28.0 424%	21.9 422%	18.7 419%	15.8 416%	13.9 412%	7.8 411%	1.2 409%	-5.5 407%	-12.3 405%	-19.4 405%	-26.8 404%	-34.5 403%	-42.2 401%	-50.3 401%
改定率12% （比率）	27.3 432%	20.5 429%	16.6 426%	13.0 423%	10.4 420%	3.6 418%	-3.7 416%	-11.0 415%	-18.4 412%	-26.2 412%	-34.3 411%	-42.6 410%	-51.0 408%	-59.7 409%
改定なし （比率）	23.1 484%	12.1 481%	4.1 477%	-3.7 474%	-10.4 470%	-21.3 468%	-32.6 466%	-43.9 464%	-55.4 462%	-67.1 462%	-79.1 461%	-91.3 459%	-103.6 457%	-116.1 458%

改定後の資金残高等の推移（借入率50%）

水道事業経営戦略中間見直しの数値を基礎として、各年度の資金残高の見込み及び企業債残高対給水収益比率を計算した結果は次のとおりです。令和5年度に改定を行うとして算定しています。本市は企業債残高対給水収益比率が他市に比べて高く（令和2年度：類似団体平均295%、本市481%）、健全な経営のためには、今後の借入を抑える必要があり、建設改良費の50%を借り入るとして算定しています。

（億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率19% （比率）	33.0 414%	31.9 420%	33.7 425%	35.8 431%	38.8 435%	37.5 442%	35.6 449%	33.5 456%	31.2 462%	28.3 470%	25.1 477%	21.4 484%	17.5 490%	13.1 498%
改定率18% （比率）	32.7 418%	31.3 424%	32.7 429%	34.4 434%	37.0 439%	35.4 446%	33.2 453%	30.8 460%	28.1 466%	24.9 474%	21.3 481%	17.3 488%	13.1 494%	8.4 502%
改定率17% （比率）	32.3 421%	30.6 427%	31.6 432%	33.0 438%	35.3 443%	33.3 450%	30.8 457%	28.0 464%	25.0 470%	21.5 478%	17.6 485%	13.3 492%	8.7 498%	3.7 507%
改定率15% （比率）	31.6 429%	29.2 435%	29.6 440%	30.2 446%	31.8 450%	29.2 458%	26.0 465%	22.5 472%	18.8 478%	14.7 486%	10.1 494%	5.1 501%	-0.1 507%	-5.7 516%
改定率14% （比率）	31.3 433%	28.5 438%	28.5 444%	28.8 450%	30.1 454%	27.1 462%	23.5 469%	19.8 476%	15.8 482%	11.3 491%	6.4 498%	1.0 505%	-4.5 511%	-10.5 520%
改定率12% （比率）	30.6 440%	27.1 446%	26.4 452%	26.0 458%	26.6 463%	23.0 470%	18.7 477%	14.3 484%	9.6 491%	4.4 499%	-1.1 507%	-7.1 514%	-13.3 520%	-19.9 529%
改定なし （比率）	26.4 493%	18.7 500%	13.9 506%	9.4 513%	5.8 518%	-1.9 526%	-10.2 534%	-18.7 542%	-27.4 550%	-36.5 559%	-46.0 568%	-55.9 576%	-65.9 583%	-76.4 593%

改定後の資金残高等の推移（借入率70%）

水道事業経営戦略中間見直しの数値を基礎として、各年度の資金残高の見込み及び企業債残高対給水収益比率を計算した結果は次のとおりです。令和5年度に改定を行うとして算定しています。本市は企業債残高対給水収益比率が他市に比べて高く（令和2年度：類似団体平均295%、本市481%）、健全な経営のためには、今後の借入を抑える必要があり、建設改良費の70%を借り入るとして算定しています。

（億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率19% （比率）	36.3 422%	38.5 436%	43.6 449%	48.8 463%	55.0 476%	56.8 491%	58.0 506%	58.8 521%	59.2 535%	59.0 552%	58.3 567%	57.0 582%	55.3 595%	53.0 612%
改定率18% （比率）	36.0 426%	37.8 440%	42.5 453%	47.4 467%	53.2 480%	54.8 496%	55.6 511%	56.1 526%	56.1 540%	55.6 557%	54.5 572%	52.9 587%	50.9 600%	48.3 617%
改定率17% （比率）	35.6 430%	37.1 443%	41.5 457%	46.0 471%	51.5 484%	52.7 500%	53.2 515%	53.3 530%	53.1 545%	52.2 561%	50.8 577%	48.8 592%	46.5 605%	43.6 623%
改定率15% （比率）	34.9 437%	35.7 451%	39.4 465%	43.2 479%	48.0 492%	48.6 508%	48.3 524%	47.8 540%	46.9 554%	45.4 571%	43.3 587%	40.7 602%	37.7 616%	34.2 633%
改定率14% （比率）	34.6 441%	35.0 455%	38.3 469%	41.8 483%	46.3 497%	46.5 513%	45.9 529%	45.1 544%	43.8 559%	41.9 576%	39.6 592%	36.6 607%	33.3 621%	29.4 639%
改定率12% （比率）	33.9 449%	33.6 463%	36.2 477%	39.1 492%	42.8 506%	42.3 522%	41.1 538%	39.6 554%	37.6 569%	35.1 587%	32.1 603%	28.5 618%	24.5 632%	20.0 650%
改定なし （比率）	29.7 503%	25.3 519%	23.7 535%	22.4 551%	22.0 566%	17.5 585%	12.2 603%	6.6 621%	0.7 637%	-5.9 657%	-12.8 675%	-20.4 692%	-28.2 708%	-36.6 728%

改定後の料金回収率の推移

水道事業経営戦略中間見直しの数値を基礎として、各年度の料金回収率の見込みを計算した結果は次のとおりです。令和5年度に改定を行うとして算定しています。料金回収率は、供給単価を給水原価で割って計算します。料金回収率が100%を超えるのは、改定率が17%以上の場合だけです。

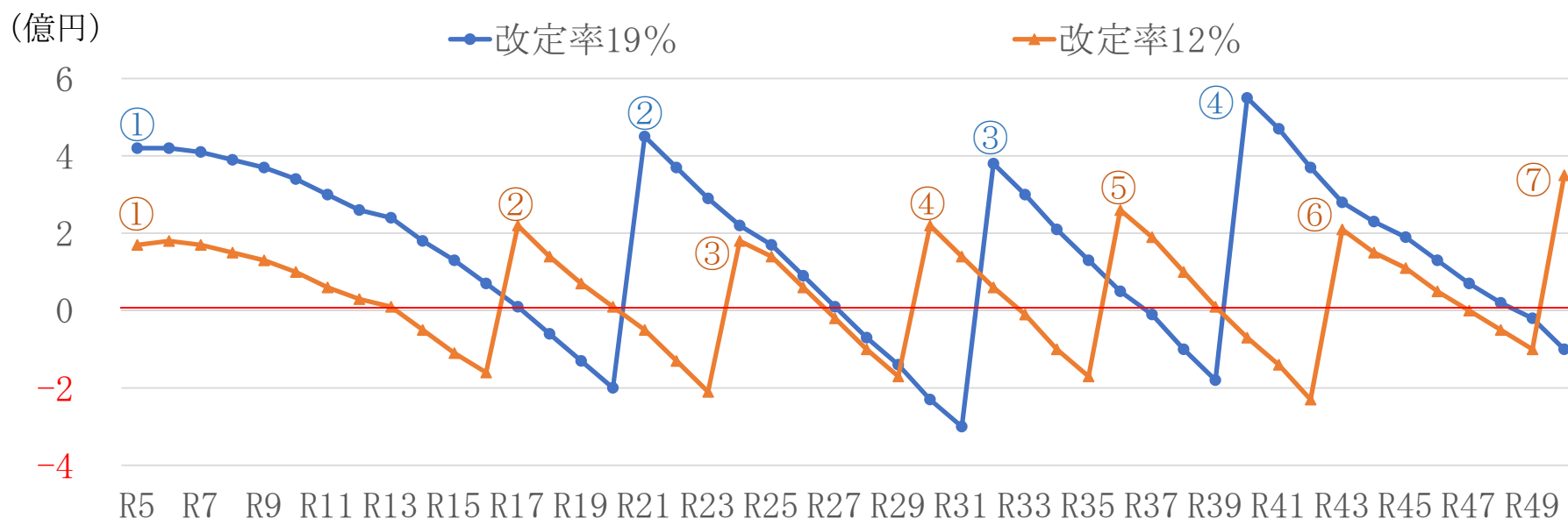
平成30年6月に総務省が公表した「団体ごとの水道事業の経営状況について」において「独立採算の原則に基づく料金回収率は100%以上が基本」との見解が示されています。なお、交付金の支給基準に「料金回収率が100%であること」という項目があるため、料金回収率が100%に満たない場合、基幹管路の更新において交付金を受け取ることができないという問題があります。

(%)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
改定率19%	102.3	102.3	102.2	101.7	101.2	100.5	99.5	98.8	98.3	96.9	95.5	94.3	92.9	91.3
改定率18%	101.4	101.5	101.3	100.8	100.4	99.6	98.7	98.0	97.5	96.1	94.7	93.5	92.9	91.3
改定率17%	100.5	100.6	100.5	100.0	99.5	98.8	97.8	97.1	96.7	95.3	93.9	92.7	91.4	89.8
改定率15%	98.8	98.9	98.8	98.3	97.8	97.1	96.2	95.5	95.0	93.6	92.3	91.1	89.8	88.3
改定率14%	98.0	98.0	97.9	97.4	97.0	96.3	95.3	94.6	94.2	92.8	91.5	90.4	89.0	87.5
改定率12%	96.2	96.3	96.2	95.7	95.2	94.6	93.7	93.0	92.6	91.2	89.9	88.8	87.5	86.0
改定なし	85.9	86.0	85.9	85.4	85.0	84.4	83.6	83.0	82.6	81.4	80.3	79.3	78.1	76.8

令和50年度までに必要な改定の回数

令和5年度から令和50年度について、赤字が3年連続した翌年度に19%の改定を実施する場合と12%の改定を実施する場合のそれぞれの純利益の推移は次のとおりです。令和5年度に最初の改定を行うとして算定しています。19%の改定を実施する場合は、この45年間で4回の改定が必要であり、平均すると約11年に1回の改定となります。一方、12%の改定を実施する場合は7回の改定が必要であり、平均すると約6年に1回の改定となります。料金水準としては45年後にはともに現在の料金の約2倍となります。



水道事業総括原価計算表①

～ 改定率について ～

宝塚市上下水道局

令和4年3月

1 算定期間（令和5年度から令和7年度まで）における水需要の3つの予測

料金改定の計算の基礎となる料金収入等について、次の3とおりの方法で見込みます。

- (1) 日本水道協会が示す方法で見込んだ場合（詳細は算定基礎資料1を参照してください）
- ① 水量 69,206,739 m³
 - ② 料金収入 10,145,722 千円（基本料金収入4,131,600千円、従量料金収入6,014,122千円）
- (2) 世帯構成員数を考慮する方法で見込んだ場合（詳細は算定基礎資料2を参照してください）
- ① 水量 66,845,947 m³
 - ② 料金収入 9,939,728 千円（基本料金収入4,193,230千円、従量料金収入5,746,498千円）
- (3) 経営戦略中間見直しの数値を採用する場合
- ① 水量 69,206,739 m³
 - ② 料金収入 10,446,071 千円

2 算定期間における費用の見込み

算定期間における費用の見込みは次のとおりです。（水道事業経営戦略中間見直しから抜粋）（千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
人件費	694,018	686,418	616,023	1,996,459
受水費	1,241,213	1,241,213	1,241,213	3,723,639
動力費	234,725	234,725	234,725	704,175
薬品費	68,065	68,065	68,065	204,195
修繕費	250,938	250,938	250,938	752,814
委託料	480,611	480,611	541,947	1,503,169
減価償却費	1,254,244	1,249,453	1,220,367	3,724,064
支払利息	177,245	173,866	172,010	523,121
その他	149,632	131,865	131,865	413,362
合計	4,550,691	4,517,154	4,477,153	13,544,998

3 資産維持費の見積

資産維持費の算定は、日本水道協会の算定要領により、以下の（1）及び（2）の算定方法が示されています。料金の高騰を抑えるため、より額の低い（2）の方法を採用します。

(1) 対象資産の額（期首と期末の未償却残高の平均）に3%を乗じた額（千円）

年度	期首 未償却残高<A>	期末 未償却残高	平均<C> (A+B) / 2	繰入率<D>	資産維持費 <C>×<D>
令和5年度	29,655,439	30,051,195	29,853,317	3%	895,600
令和6年度	30,051,195	30,451,742	30,251,469	3%	907,544
令和7年度	30,451,742	30,881,375	30,666,559	3%	919,997
合計		-		-	2,723,141

(2) 対象資産の額（期首と期末の未償却残高の平均）に平均的自己資本構成比率（50%）と繰入率（政府引受債の借入利率の5年平均）を乗じた額（千円）

年度	期首 未償却残高<A>	期末 未償却残高	平均<C> (A+B) / 2	平均的自己資本 構成比率<D>	繰入率<E>	資産維持費 <C>×<D>×<E>
令和5年度	29,655,439	30,051,195	29,853,317	50%	0.56%	83,589
令和6年度	30,051,195	30,451,742	30,251,469	50%	0.56%	84,704
令和7年度	30,451,742	30,881,375	30,666,559	50%	0.56%	85,866
合計		-			-	254,159

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
借入利率	0.7%	0.7%	0.5%	0.3%	0.6%	0.56%

4 料金対象経費の算出及び分解

総経費（資本費及び維持管理費）から公費負担額、関連収入等を控除して料金対象経費を算出し、経費分解基準に基づき、需要家費、固定費及び変動費に分解します。なお、控除額の詳細は算定基礎資料3、需要家費の詳細は算定基礎資料4、変動費の詳細は算定基礎資料5を参照してください。（千円）

	経費	控除額	料金対象経費			
			合計	需要家費	固定費	変動費
資本費	4,501,344	1,199,224	3,302,120	0	3,302,120	0
減価償却費	3,724,064	1,199,224	2,524,840	0	2,524,840	0
支払利息	523,121	0	523,121	0	523,121	0
資産維持費	254,159	0	254,159	0	254,159	0
維持管理費	9,297,813	648,490	8,649,323	333,933	6,133,491	2,181,899
人件費	1,996,459	219,426	1,777,033	43,248	1,733,785	0
受水費	3,723,639	0	3,723,639	0	2,450,110	1,273,529
動力費	704,175	0	704,175	0	0	704,175
薬品費	204,195	0	204,195	0	0	204,195
修繕費	752,814	0	752,814	0	752,814	0
委託費	1,503,169	313,215	1,189,954	290,685	899,269	0
その他	413,362	115,849	297,513	0	297,513	0
合計	13,799,157	1,847,714	11,951,443	333,933	9,435,611	2,181,899

5 改定率の算定

1で見込んだ水需要予測のそれぞれについて、資産維持費を算入する場合と算入しない場合に分けて改定率を計算した結果は次のとおりです。改定率は、料金対象経費（4の料金対象経費の合計欄）を料金収入（1のそれぞれの料金収入）で除して計算しています。

(1) 日本水道協会が示す方法で料金収入を見込んだ場合

- ① 資産維持費を算入する場合 : $11,951,443 \text{ 千円} \div 10,145,722 \text{ 千円} \approx 118\%$
- ② 資産維持費を算入しない場合 : $(11,951,443 \text{ 千円} - 254,159 \text{ 千円}) \div 10,145,722 \text{ 千円} \approx 115\%$

(2) 世帯構成員数を考慮する方法で料金収入を見込んだ場合

- ① 資産維持費を算入する場合 : $11,877,014 \text{ 千円} \div 9,939,728 \text{ 千円} \approx 119\%$
- ② 資産維持費を算入しない場合 : $(11,877,014 \text{ 千円} - 254,159 \text{ 千円}) \div 9,939,728 \text{ 千円} \approx 117\%$

※ 経営戦略中間見直しより水量が減少するため、料金対象経費のうち変動費を減額します。
 $11,951,443 \text{ 千円} - 2,181,899 \text{ 千円} \times (69,206,739 \text{ m}^3 - 66,845,947 \text{ m}^3) \div 69,206,739 \text{ m}^3$
 $= 11,877,014 \text{ 千円}$

(3) 経営戦略中間見直しの数値を採用する場合

- ① 資産維持費を算入する場合 : $11,951,443 \text{ 千円} \div 10,446,071 \text{ 千円} \approx 114\%$
- ② 資産維持費を算入しない場合 : $(11,951,443 \text{ 千円} - 254,159 \text{ 千円}) \div 10,446,071 \text{ 千円} \approx 112\%$

算定基礎資料1

日本水道協会が示す方法により水需要を見込みます。算定の方法は、平成30年度から令和2年度までの請求件数実績に基づいて将来の件数を見込み、令和元年度の使用水量実績に基づいて計算した1件当たりの使用水量を各年度の件数に乗じて、将来の一般用の水量を見込みます。また、臨時用及び浴場用の水量は、過去3年間の平均により見込みます。

1. 一般用の基本料金収入の見込み

(1) 請求件数の実績

① 平成30年度実績

(件)

水量 口径	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
13 mm	8,242	44,512	32,461	13,778	3,666	1,035	462	0	104,156
20 mm	13,032	121,646	242,776	107,274	30,895	7,293	2,925	9	525,850
25 mm	704	3,949	4,400	3,412	1,718	887	1,217	64	16,351
30 mm	18	68	25	19	14	15	45	6	210
40 mm	19	189	201	183	121	137	1,065	267	2,182
50 mm	1	15	27	29	26	24	380	389	891
75 mm	0	0	0	0	0	0	39	270	309
100 mm	0	0	0	0	0	0	8	40	48
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	22,016	170,379	279,890	124,695	36,440	9,391	6,141	1,063	650,015

② 令和元年度実績

(件)

水量 口径	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
13 mm	8,492	45,097	30,789	13,383	3,539	901	461	0	102,662
20 mm	13,576	124,623	246,275	107,125	30,582	7,221	2,803	12	532,217
25 mm	699	4,125	4,279	3,459	1,697	855	1,165	52	16,331
30 mm	23	59	27	26	13	11	42	6	207
40 mm	18	209	207	197	129	123	1,037	266	2,186
50 mm	6	22	26	27	29	26	399	375	910
75 mm	0	0	0	0	0	0	37	270	307
100 mm	0	0	1	0	1	0	8	38	48
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	22,814	174,135	281,604	124,217	35,990	9,137	5,952	1,037	654,886

③ 令和2年度実績

(件)

水量 口径	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
13 mm	5,814	43,593	29,149	13,376	3,801	985	455	1	97,174
20 mm	9,971	119,330	236,928	118,614	37,042	8,918	3,260	17	534,080
25 mm	445	3,974	4,018	3,559	1,880	967	1,196	48	16,087
30 mm	10	74	26	17	18	12	38	6	201
40 mm	18	248	204	186	146	121	1,023	240	2,186
50 mm	2	26	33	41	30	21	413	340	906
75 mm	0	0	0	1	2	1	83	225	312
100 mm	1	2	0	0	0	0	7	32	42
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	16,261	167,247	270,358	135,794	42,919	11,025	6,475	927	651,006

④ 相関係数

①から③について相関係数を計算します。計算できない箇所は「-」を記載しています。

水量 口径	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~
13 mm	-0.821	-0.606	-1.000	-0.874	0.515	-0.369	-0.924	0.866
20 mm	-0.788	-0.436	-0.619	0.860	0.844	0.847	0.708	0.990
25 mm	-0.874	0.131	-0.978	0.979	0.809	0.693	-0.401	-0.961
30 mm	-0.610	0.397	0.500	-0.212	0.756	-0.721	-0.997	-
40 mm	-0.866	0.983	0.500	0.203	0.979	-0.918	-0.982	-0.882
50 mm	0.189	0.988	0.792	0.792	0.961	-0.596	0.996	-0.971
75 mm	-	-	-	0.866	0.866	0.866	0.846	-0.866
100 mm	0.866	0.866	0.000	-	0.000	-	-0.866	-0.961
150 mm	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤ 増減数

④の相関係数の絶対値が0.2を上回っている項目については、件数の推移に相関があるものとし、回帰直線の傾きを件数の増減数とします。相関係数の絶対値が0.2を下回っている項目は、相関係数による判定が困難であるため、増減がないものとします。

(件)

水量 口径	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
13 mm	-1,214	-460	-1,656	-201	68	-25	-4	1	-3,491
20 mm	-1,531	-1,158	-2,924	5,670	3,074	813	168	4	4,116
25 mm	-130	0	-191	74	81	40	-11	-8	-145
30 mm	-4	3	1	-1	2	-2	-4	0	-5
40 mm	-1	30	2	2	13	-8	-21	-14	3
50 mm	0	6	3	6	2	-2	17	-25	7
75 mm	0	0	0	1	1	1	22	-23	2
100 mm	1	1	0	0	0	0	-1	-4	-3
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	-2,879	-1,578	-4,765	5,551	3,241	817	166	-69	484

(2) 請求件数の見込み

令和2年度の実績値に(1)⑤の増減数を加減算し、年度ごとの件数を見込みます。

① 令和3年度見込み

(件)

水量 口径	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
13 mm	4,600	43,133	27,493	13,175	3,869	960	451	2	93,683
20 mm	8,440	118,172	234,004	124,284	40,116	9,731	3,428	21	538,196
25 mm	315	3,974	3,827	3,633	1,961	1,007	1,185	40	15,942
30 mm	6	77	27	16	20	10	34	6	196
40 mm	17	278	206	188	159	113	1,002	226	2,189
50 mm	2	32	36	47	32	19	430	315	913
75 mm	0	0	0	2	3	2	105	202	314
100 mm	2	3	0	0	0	0	6	28	39
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	13,382	165,669	265,593	141,345	46,160	11,842	6,641	858	651,490

② 令和4年度見込み

(件)

口径	水量		21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³							
13 mm	3,386	42,673	25,837	12,974	3,937	935	447	3	90,192
20 mm	6,909	117,014	231,080	129,954	43,190	10,544	3,596	25	542,312
25 mm	185	3,974	3,636	3,707	2,042	1,047	1,174	32	15,797
30 mm	2	80	28	15	22	8	30	6	191
40 mm	16	308	208	190	172	105	981	212	2,192
50 mm	2	38	39	53	34	17	447	290	920
75 mm	0	0	0	3	4	3	127	179	316
100 mm	3	4	0	0	0	0	5	24	36
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	10,503	164,091	260,828	146,896	49,401	12,659	6,807	789	651,974

③ 令和5年度見込み

(件)

口径	水量		21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³							
13 mm	2,172	42,213	24,181	12,773	4,005	910	443	4	86,701
20 mm	5,378	115,856	228,156	135,624	46,264	11,357	3,764	29	546,428
25 mm	55	3,974	3,445	3,781	2,123	1,087	1,163	24	15,652
30 mm	0	83	29	14	24	6	26	6	188
40 mm	15	338	210	192	185	97	960	198	2,195
50 mm	2	44	42	59	36	15	464	265	927
75 mm	0	0	0	4	5	4	149	156	318
100 mm	4	5	0	0	0	0	4	20	33
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	7,626	162,513	256,063	152,447	52,642	13,476	6,973	720	652,460

④ 令和6年度見込み

(件)

口径	水量		21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
	0 m ³	1 m ³ ~ 20 m ³							
13 mm	958	41,753	22,525	12,572	4,073	885	439	5	83,210
20 mm	3,847	114,698	225,232	141,294	49,338	12,170	3,932	33	550,544
25 mm	0	3,974	3,254	3,855	2,204	1,127	1,152	16	15,582
30 mm	0	86	30	13	26	4	22	6	187
40 mm	14	368	212	194	198	89	939	184	2,198
50 mm	2	50	45	65	38	13	481	240	934
75 mm	0	0	0	5	6	5	171	133	320
100 mm	5	6	0	0	0	0	3	16	30
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	4,826	160,935	251,298	157,998	55,883	14,293	7,139	651	653,023

⑤ 令和7年度見込み

(件)

口径	水量								
	0 m ³	1 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 60 m ³	61 m ³ ～ 80 m ³	81 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 600 m ³	601 m ³ ～	合計
13 mm	0	41,293	20,869	12,371	4,141	860	435	6	79,975
20 mm	2,316	113,540	222,308	146,964	52,412	12,983	4,100	37	554,660
25 mm	0	3,974	3,063	3,929	2,285	1,167	1,141	8	15,567
30 mm	0	89	31	12	28	2	18	6	186
40 mm	13	398	214	196	211	81	918	170	2,201
50 mm	2	56	48	71	40	11	498	215	941
75 mm	0	0	0	6	7	6	193	110	322
100 mm	6	7	0	0	0	0	2	12	27
150 mm	0	0	0	0	0	0	0	18	18
合計	2,337	159,357	246,533	163,549	59,124	15,110	7,305	582	653,897

(3) 算定期間における基本料金収入の見込み

(2)の結果から算定期間の件数を集計し、基本料金収入を見込みます。

口径	令和5年度～令和7年度		
	件数(件)	基本料金単価(円)	基本料金収入(円)
13 mm	249,886	1,600	399,817,600
20 mm	1,651,632	2,000	3,303,264,000
25 mm	46,801	2,600	121,682,600
30 mm	561	8,000	4,488,000
40 mm	6,594	16,000	105,504,000
50 mm	2,802	32,000	89,664,000
75 mm	960	40,000	38,400,000
100 mm	90	80,000	7,200,000
150 mm	54	120,000	6,480,000
合計	1,959,380	—	4,076,500,200

2. 一般用の従量料金収入の見込み

(1) 使用水量の実績(令和元年度)

将来の水量見込みは令和元年度の数値を基準とします。最新のデータは令和2年度ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と使用の傾向が異なるため、令和元年度を基準とします。

① 口径20mm以下

(m³)

口径	水量							
	1 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 60 m ³	61 m ³ ～ 80 m ³	81 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 600 m ³	601 m ³ ～	合計
13 mm	507,212	900,235	644,612	241,911	79,445	60,619	0	2,434,034
20 mm	1,464,669	7,560,409	5,213,291	2,083,676	636,571	364,237	9,154	17,332,007
合計	1,971,881	8,460,644	5,857,903	2,325,587	716,016	424,856	9,154	19,766,041
件数(件)	169,720	277,064	120,508	34,121	8,122	3,264	12	612,811
1件当たり水量	11.62	30.54	48.61	68.16	88.16	130.16	762.83	—

② 口径 25mm 以上

(m³)

口径	水量							
	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
25 mm	41,196	131,058	171,639	117,469	76,717	212,719	43,716	794,514
30 mm	552	799	1,300	917	966	9,943	5,742	20,219
40 mm	2,117	6,120	9,719	9,041	11,150	262,329	401,713	702,189
50 mm	164	808	1,374	2,072	2,315	129,446	708,690	844,869
75 mm	0	0	0	0	0	13,651	515,899	529,550
100 mm	0	32	0	68	0	2,897	248,134	251,131
150 mm	0	0	0	0	0	0	194,980	194,980
合計	44,029	138,817	184,032	129,567	91,148	630,985	2,118,874	3,337,452
件数 (件)	4,415	4,540	3,709	1,869	1,015	2,688	1,025	19,261
1件当たり水量	9.97	30.58	49.62	69.32	89.80	234.74	2067.19	-

(2) 使用水量等の見込み

(1) のデータを基礎として、毎年度の有収水量が水道事業経営戦略中間見直しに計上した有収水量と一致するように補正して、毎年度の水量を計算し、従量料金収入を見込みます。

① 令和5年度見込み (口径 20mm 以下)

(m³)

	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
① 1件当たり水量 (R1 年度)	11.62	30.54	48.61	68.16	88.16	130.16	762.83	-
② 件数 (R5 年度)	158,069	252,337	148,397	50,269	12,267	4,207	33	625,579
③ 水量 (①×②)	1,836,762	7,706,372	7,213,578	3,426,335	1,081,459	547,583	25,173	21,837,262
④ 補正係数	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	-
⑤ 補正後水量 (③×④)	1,732,519	7,269,008	6,804,183	3,231,879	1,020,082	516,506	23,745	20,597,922

② 令和5年度見込み (口径 25mm 以上)

(m³)

	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
① 1件当たり水量 (R1 年度)	9.97	30.58	49.62	69.32	89.80	234.74	2067.19	-
② 件数 (R5 年度)	4,444	3,726	4,050	2,373	1,209	2,766	687	19,255
③ 水量 (①×②)	44,307	113,941	200,961	164,496	108,568	649,291	1,420,160	2,701,724
④ 補正係数	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	0.94325	-
⑤ 補正後水量 (③×④)	41,792	107,475	189,556	155,161	102,407	612,441	1,339,561	2,548,393

③ 令和6年度見込み (口径 20mm 以下)

(m³)

	1 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 40 m ³	41 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ ~ 80 m ³	81 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 600 m ³	601 m ³ ~	合計
① 1件当たり水量 (R1 年度)	11.62	30.54	48.61	68.16	88.16	130.16	762.83	-
② 件数 (R6 年度)	156,451	247,757	153,866	53,411	13,055	4,371	38	628,949
③ 水量 (①×②)	1,817,961	7,566,499	7,479,426	3,640,494	1,150,929	568,929	28,988	22,253,226
④ 補正係数	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	-
⑤ 補正後水量 (③×④)	1,687,005	7,021,451	6,940,650	3,378,253	1,068,022	527,947	26,899	20,650,227

④ 令和6年度見込み（口径25mm以上）

(m³)

	1 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 60 m ³	61 m ³ ～ 80 m ³	81 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 600 m ³	601 m ³ ～	合計
①1件当たり水量 (R1年度)	9.97	30.58	49.62	69.32	89.80	234.74	2067.19	-
②件数 (R6年度)	4,484	3,541	4,132	2,472	1,238	2,768	613	19,248
③水量 (①×②)	44,705	108,284	205,030	171,359	111,172	649,760	1,267,187	2,557,497
④補正係数	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	0.92797	-
⑤補正後水量 (③×④)	41,485	100,484	190,261	159,015	103,164	602,955	1,175,906	2,373,270

⑤ 令和7年度見込み（口径20mm以下）

(m³)

	1 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 60 m ³	61 m ³ ～ 80 m ³	81 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 600 m ³	601 m ³ ～	合計
①1件当たり水量 (R1年度)	11.62	30.54	48.61	68.16	88.16	130.16	762.83	-
②件数 (R7年度)	154,833	243,177	159,335	56,553	13,843	4,535	43	632,319
③水量 (①×②)	1,799,159	7,426,626	7,745,274	3,854,652	1,220,399	590,276	32,802	22,669,188
④補正係数	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	-
⑤補正後水量 (③×④)	1,642,615	6,780,438	7,071,360	3,519,261	1,114,212	538,916	29,948	20,696,750

⑥ 令和7年度見込み（口径25mm以上）

(m³)

	1 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 60 m ³	61 m ³ ～ 80 m ³	81 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 600 m ³	601 m ³ ～	合計
①1件当たり水量 (R1年度)	9.97	30.58	49.62	69.32	89.80	234.74	2067.19	-
②件数 (R7年度)	4,524	3,356	4,214	2,571	1,267	2,770	539	19,241
③水量 (①×②)	45,104	102,626	209,099	178,222	113,777	650,230	1,114,215	2,413,273
④補正係数	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	0.91299	-
⑤補正後水量 (③×④)	41,180	93,697	190,905	162,715	103,877	593,654	1,017,268	2,203,296

(3) 算定期間の従量料金収入

(2)を集計した結果は、次のとおりです。

① 口径20mm以下

水量区分	令和5年度～令和7年度		1件当たりの 水量 (m ³ /件)	1件当たりの 従量料金 (円)	従量料金収入 (円)
	件数 (件)	水量 (m ³)			
0 m ³	14,671	0	0.00	0	0
第1段 1 m ³ ～ 20 m ³	469,353	5,062,139	10.79	216	101,380,248
第2段 21 m ³ ～ 40 m ³	743,271	21,070,897	28.35	1,402	1,042,065,942
第3段 41 m ³ ～ 60 m ³	461,598	20,816,193	45.10	3,565	1,645,596,870
第4段 61 m ³ ～ 80 m ³	160,233	10,129,393	63.22	6,444	1,032,541,452
第5段 81 m ³ ～ 100 m ³	39,165	3,202,316	81.76	10,187	398,973,855
第6段 101 m ³ ～ 600 m ³	13,113	1,583,369	120.75	19,180	251,507,340
第7段 601 m ³ ～	114	80,592	706.95	162,007	18,468,798
合計	1,901,518	61,944,899	-	-	4,490,534,505

② 口径25mm以上

水量区分	令和5年度～令和7年度		1件当たりの 水量 (m ³ /件)	1件当たりの 従量料金 (円)	従量料金収入 (円)
	件数 (件)	水量 (m ³)			
0 m ³	118	0	0.00	0	0
第1段 1 m ³ ～ 20 m ³	13,452	124,457	9.25	1,110	14,931,720
第2段 21 m ³ ～ 40 m ³	10,623	301,656	28.40	3,408	36,203,184
第3段 41 m ³ ～ 60 m ³	12,396	570,722	46.04	5,706	70,731,576
第4段 61 m ³ ～ 80 m ³	7,416	476,891	64.31	8,662	64,237,392
第5段 81 m ³ ～ 100 m ³	3,714	309,448	83.32	12,530	46,536,420
第6段 101 m ³ ～ 600 m ³	8,304	1,809,050	217.85	44,484	369,395,136
第7段 601 m ³ ～	1,839	3,532,735	1,921.01	479,663	882,100,257
合計	57,862	7,124,959	-	-	1,484,135,685

3 一般用の料金収入の総額

1及び2から一般用の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

$$4,076,500 \text{ 千円 (基本料金収入)} + 5,974,670 \text{ 千円 (従量料金収入)} = 10,051,170 \text{ 千円}$$

4. 臨時用の料金収入の見込み

(1) 算定期間の水量等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均	令和5年度 ～ 令和7年度
件数 (件)	2,408	2,475	2,569	2,484	7,452
水量 (m ³)	34,434	27,478	31,252	31,055	93,165
基本料金 (円)	17,952,048	18,115,392	18,960,496	18,342,645	55,027,935
従量料金 (円)	13,773,600	10,991,200	12,500,800	12,421,867	37,265,601

(2) 臨時用の料金収入の総額

(1) から臨時用の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

$$55,028 \text{ 千円 (基本料金収入)} + 37,266 \text{ 千円 (従量料金収入)} = 92,294 \text{ 千円}$$

5. 浴場用の料金収入の見込み

(1) 算定期間の水量等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均	令和5年度 ～ 令和7年度
件数 (件)	6	6	6	6	18
水量 (m ³)	13,648	13,859	16,209	14,572	43,716
基本料金 (円)	24,000	24,000	24,000	24,000	72,000
従量料金 (円)	682,400	692,950	810,450	728,600	2,185,800

(2) 浴場用の料金収入の総額

(1) から浴場用の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

$$72 \text{ 千円 (基本料金収入)} + 2,186 \text{ 千円 (従量料金収入)} = 2,258 \text{ 千円}$$

6. 料金収入の総額

(千円)

	料金収入		
		うち基本料金収入	うち従量料金収入
一般用（口径 20mm 以下）	8,193,615	3,703,081	4,490,534
一般用（口径 25mm 以上）	1,857,555	373,419	1,484,136
臨時用	92,294	55,028	37,266
浴場用	2,258	72	2,186
総合計	10,145,722	4,131,600	6,014,122

算定基礎資料2

世帯構成員数の増減を考慮する方法により水需要を見込みます。一般用（口径 20mm 以下）の算定方法は、平成 22 年度から令和 2 年度までの国勢調査の結果と、世帯ごとの使用水量実績の平均に基づいて、将来の世帯ごとの請求件数及び水量を見込みます。一般用（口径 25mm 以上）、臨時用及び浴場用については「日本水道協会が示す方法」（算定基礎資料 1）と同様の方法で見込みます。

1. 一般用（口径 20mm 以下）の料金収入の見込み

(1) 世帯増減の見込み

国勢調査の結果を用いて世帯増減を見込みます。国勢調査の結果は次のとおりです。すべての相関係数の絶対値が 0.6 を上回っているため、世帯数の推移に相関があるものとし、回帰直線の傾きを毎年度の世帯増減とします。

	平成 22 年 (世帯)	平成 27 年 (世帯)	令和 2 年 (世帯)	相関係数 (R)	増減値 (世帯)
1 人世帯	24,643	27,642	27,457	0.847	281
2 人世帯	28,030	29,441	31,474	0.995	344
3 人世帯	19,027	18,087	18,400	-0.655	-63
4 人世帯	15,383	14,490	13,985	-0.987	-140
5 人世帯	3,703	3,556	3,387	-0.999	-32
6 人世帯	688	664	531	-0.928	-16
7 人世帯	151	148	112	-0.899	-4
8 人世帯	23	21	11	-0.933	-1
合計	91,648	94,049	95,357	—	369

(2) 水量の基礎数値

① 令和元年度実績（世帯構成員ごとの使用水量）

1 世帯あたりの年間使用水量を調査（300 データ）し、構成員数ごとに上位 10%と下位 10%を除いて平均を取った結果は次のとおりです。なお、6 人世帯以上については十分なサンプルを集めることができませんので、4 人世帯と 5 人世帯との水量差 (30.21 m³/年) を 1 人増加分の増加水量と仮定して見込んでいます。

世帯構成員数 (人)	1	2	3	4	5	6	7	8
年間使用水量 (m ³)	74.23	255.65	275.90	351.39	381.60	411.81	442.02	472.23
2 カ月当たり使用水量 (m ³)	12.37	42.61	45.98	58.57	63.60	68.64	73.67	78.71

② 令和元年度実績（口径20mm以下）

水量区分	令和元年度		1件当たりの 水量 (m ³ /件)
	件数 (件)	水量 (m ³)	
0 m ³	22,068	0	0.00
第1段 1 m ³ ~ 20 m ³	169,720	1,971,881	11.62
第2段 21 m ³ ~ 40 m ³	277,064	8,460,644	30.54
第3段 41 m ³ ~ 60 m ³	120,508	5,857,903	48.61
第4段 61 m ³ ~ 80 m ³	34,121	2,325,587	68.16
第5段 81 m ³ ~ 100 m ³	8,122	716,016	88.16
第6段 101 m ³ ~ 600 m ³	3,264	424,856	130.16
第7段 601 m ³ ~	12	9,154	762.83
合計	634,879	19,766,041	-

(3) 請求件数及び水量の見込み

① 調整の方法

(1) ②の結果を用いて、次のとおり(2)②の表を調整します。

	調整箇所	調整内容
1	(2)②表・第1段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の1人世帯の増減値×6期」を加算
2	(2)②表・第1段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の1人世帯の増減値×6期×12.37 m ³ 」を加算
3	(2)②表・第3段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の2人世帯の増減値×6期」を加算
4	(2)②表・第3段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の2人世帯の増減値×6期×42.61 m ³ 」を加算
5	(2)②表・第3段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の3人世帯の増減値×6期」を加算
6	(2)②表・第3段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の3人世帯の増減値×6期×45.98 m ³ 」を加算
7	(2)②表・第3段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の4人世帯の増減値×6期」を加算
8	(2)②表・第3段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の4人世帯の増減値×6期×58.57 m ³ 」を加算
9	(2)②表・第4段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の5人世帯の増減値×6期」を加算
10	(2)②表・第4段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の5人世帯の増減値×6期×63.60 m ³ 」を加算
11	(2)②表・第4段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の6人世帯の増減値×6期」を加算
12	(2)②表・第4段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の6人世帯の増減値×6期×68.64 m ³ 」を加算
13	(2)②表・第4段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の7人世帯の増減値×6期」を加算
14	(2)②表・第4段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の7人世帯の増減値×6期×73.67 m ³ 」を加算
15	(2)②表・第4段の件数 (件)	年度ごとに「(1)の8人世帯の増減値×6期」を加算
16	(2)②表・第4段の水量 (m ³)	年度ごとに「(1)の8人世帯の増減値×6期×78.71 m ³ 」を加算

② 年度ごとの水量等

①の調整により、一般用（口径20mm以下）の件数及び水量を見込みます。

水量区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数 (件)	水量 (m ³)	件数 (件)	水量 (m ³)	件数 (件)	水量 (m ³)
0 m ³	22,068	0	22,068	0	22,068	0
第1段 1 m ³ ~ 20 m ³	171,406	1,992,737	173,092	2,013,593	174,778	2,034,449
第2段 21 m ³ ~ 40 m ³	277,064	8,460,644	277,064	8,460,644	277,064	8,460,644
第3段 41 m ³ ~ 60 m ³	121,354	5,879,271	122,200	5,900,639	123,046	5,922,007
第4段 61 m ³ ~ 80 m ³	33,803	2,304,547	33,485	2,283,507	33,167	2,262,467
第5段 81 m ³ ~ 100 m ³	8,122	716,016	8,122	716,016	8,122	716,016
第6段 101 m ³ ~ 600 m ³	3,264	424,856	3,264	424,856	3,264	424,856
第7段 601 m ³ ~	12	9,154	12	9,154	12	9,154
合計	637,093	19,787,225	639,307	19,808,409	641,521	19,829,593

水量区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数 (件)	水量 (m ³)	件数 (件)	水量 (m ³)	件数 (件)	水量 (m ³)
0 m ³	22,068	0	22,068	0	22,068	0
第1段 1 m ³ ~ 20 m ³	176,464	2,055,305	178,150	2,076,161	179,836	2,097,017
第2段 21 m ³ ~ 40 m ³	277,064	8,460,644	277,064	8,460,644	277,064	8,460,644
第3段 41 m ³ ~ 60 m ³	123,892	5,943,375	124,738	5,964,743	125,584	5,986,111
第4段 61 m ³ ~ 80 m ³	32,849	2,241,427	32,531	2,220,387	32,213	2,199,347
第5段 81 m ³ ~ 100 m ³	8,122	716,016	8,122	716,016	8,122	716,016
第6段 101 m ³ ~ 600 m ³	3,264	424,856	3,264	424,856	3,264	424,856
第7段 601 m ³ ~	12	9,154	12	9,154	12	9,154
合計	643,735	19,850,777	645,949	19,871,961	648,163	19,893,145

(4) 算定期間における従量料金収入の見込み

(3) ②の結果から、一般用（口径20mm以下）の算定期間の従量料金収入を見込みます。なお、(3) ②の結果は、件数の増減が期首に行われたとして計算されているため、期中に一定の率で増減したとする数値に補正（その年度と前年度の平均をその年度の数値として採用）します。

水量区分	令和5年度 ~ 令和7年度		1件当たりの 水量 (m ³ /件)	1件当たりの 従量料金 (円)	従量料金収入 (円)
	件数 (件)	水量 (m ³)			
0 m ³	66,204	0	0	0	0
第1段 1 m ³ ~ 20 m ³	531,921	6,197,199	11.65	233	123,937,593
第2段 21 m ³ ~ 40 m ³	831,192	25,381,932	30.54	1,665	1,383,934,680
第3段 41 m ³ ~ 60 m ³	372,945	17,862,177	47.89	3,984	1,485,812,880
第4段 61 m ³ ~ 80 m ³	98,070	6,692,721	68.24	7,448	730,425,360
第5段 81 m ³ ~ 100 m ³	24,366	2,148,048	88.16	11,595	282,523,770
第6段 101 m ³ ~ 600 m ³	9,792	1,274,568	130.16	21,438	209,920,896
第7段 601 m ³ ~	36	27,462	762.83	176,536	6,355,296
合計	1,934,526	59,584,107	-	-	4,222,910,475

(5) 算定期間における基本料金収入の見込み

① 令和元年度実績（口径ごとの件数と割合）

	13 mm	20 mm	合計
件数 (件)	102,662	532,217	634,879

② 年度ごとの件数等

「日本水道協会が示す方法」(算定基礎資料1)で計算した口径13mmの増減数(-3,491件/年)を適用し、(3)②及び①の結果から一般用(口径20mm以下)の件数及び基本料金収入を見込みます。

口径	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数(件)	基本料金(円)	件数(件)	基本料金(円)	件数(件)	基本料金(円)
13 mm	99,171	158,673,600	95,680	153,088,000	92,189	147,502,400
20 mm	537,922	1,075,844,000	543,627	1,087,254,000	549,332	1,098,664,000
合計	637,093	1,234,517,600	639,307	1,240,342,000	641,521	1,246,166,400

口径	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数(件)	基本料金(円)	件数(件)	基本料金(円)	件数(件)	基本料金(円)
13 mm	88,698	141,916,800	85,207	136,331,200	81,716	130,745,600
20 mm	555,037	1,110,074,000	560,742	1,121,484,000	566,447	1,132,894,000
合計	643,735	1,251,990,800	645,949	1,257,815,200	648,163	1,263,639,600

③ 算定期間における基本料金収入の見込み

②の結果から、一般用(口径20mm以下)の算定期間の基本料金収入を見込みます。なお、(5)②の結果は、件数の増減が期首に行われたとして計算されているため、期中に一定の率で増減した数値に補正(その年度と前年度の平均をその年度の数値として採用)します。

口径	令和5年度～令和7年度	
	件数(件)	基本料金(円)
13 mm	260,858	417,372,800
20 mm	1,673,669	3,347,338,000
合計	1,934,527	3,764,710,800

(6) 一般用(口径20mm以下)の料金収入の総額

(4)及び(5)から一般用(口径20mm以下)の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

$$3,764,711 \text{ 千円 (基本料金収入)} + 4,222,910 \text{ 千円 (従量料金収入)} = 7,987,621 \text{ 千円}$$

2. 一般用(口径25mm以上)の料金収入の見込み

(1) 基本料金

口径	令和5年度～令和7年度		
	件数(件)	基本料金単価(円)	基本料金収入(円)
25 mm	46,801	2,600	121,682,600
30 mm	561	8,000	4,488,000
40 mm	6,594	16,000	105,504,000
50 mm	2,802	32,000	89,664,000
75 mm	960	40,000	38,400,000
100 mm	90	80,000	7,200,000
150 mm	54	120,000	6,480,000
合計	57,862	-	373,418,600

(2) 従量料金

水量区分	令和5年度～令和7年度		1件当たりの 水量 (m ³ /件)	1件当たりの 従量料金 (円)	従量料金収入 (円)
	件数 (件)	水量 (m ³)			
0 m ³	118	0	0.00	0	0
第1段 1 m ³ ～ 20 m ³	13,452	124,457	9.25	1,110	14,931,720
第2段 21 m ³ ～ 40 m ³	10,623	301,656	28.40	3,408	36,203,184
第3段 41 m ³ ～ 60 m ³	12,396	570,722	46.04	5,706	70,731,576
第4段 61 m ³ ～ 80 m ³	7,416	476,891	64.31	8,662	64,237,392
第5段 81 m ³ ～ 100 m ³	3,714	309,448	83.32	12,530	46,536,420
第6段 101 m ³ ～ 600 m ³	8,304	1,809,050	217.85	44,484	369,395,136
第7段 601 m ³ ～	1,839	3,532,735	1,921.01	479,663	882,100,257
合計	57,862	7,124,959	-	-	1,484,135,685

(3) 一般用 (口径25mm以上) の料金収入の総額

(1) 及び(2) から一般用 (口径25mm以上) の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

373,419千円 (基本料金収入) + 1,484,136千円 (従量料金収入) = 1,857,555千円

3. 臨時用の料金収入の見込み

(1) 算定期間の水量等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均	令和5年度 ～令和7年度
件数 (件)	2,408	2,475	2,569	2,484	7,452
水量 (m ³)	34,434	27,478	31,252	31,055	93,165
基本料金収入 (円)	17,952,048	18,115,392	18,960,496	18,342,645	55,027,935
従量料金収入 (円)	13,773,600	10,991,200	12,500,800	12,421,867	37,265,601

(2) 臨時用の料金収入の総額

(1) から臨時用の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

55,028千円 (基本料金収入) + 37,266千円 (従量料金収入) = 92,294千円

4. 浴場用の料金収入の見込み

(1) 算定期間の水量等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均	令和5年度 ～令和7年度
件数 (件)	6	6	6	6	18
水量 (m ³)	13,648	13,859	16,209	14,572	43,716
基本料金 (円)	24,000	24,000	24,000	24,000	72,000
従量料金 (円)	682,400	692,950	810,450	728,600	2,185,800

(2) 浴場用の料金収入の総額

(1) から浴場用の料金収入を計算した結果は、次のとおりです。

72千円 (基本料金収入) + 2,186千円 (従量料金収入) = 2,258千円

5. 料金収入の総額

(千円)

	料金収入		
		うち基本料金収入	うち従量料金収入
一般用 (口径20mm以下)	7,987,621	3,764,711	4,222,910
一般用 (口径25mm以上)	1,857,555	373,419	1,484,136
臨時用	92,294	55,028	37,266
浴場用	2,258	72	2,186
総合計	9,939,728	4,193,230	5,746,498

算定基礎資料3 控除額の内訳

		控除額 (千円)	内訳
資本費			
	減価償却費	1,199,224	長期前受金戻入のうち工事負担金を財源とする額 744,424 千円 分担金 454,800 千円
維持管理費			
	人件費	219,426	管理者等人件費負担金 95,514 千円 受託工事 (人件費) 57,000 千円 併徴事務負担金 (人件費) 41,262 千円 児童手当一般会計繰入金 15,450 千円 斑状歯対策費一般会計繰入金 (人件費) 10,200 千円
	委託費	313,215	併徴事務負担金 (人件費以外) 313,215 千円
	その他	115,849	消火栓修繕一般会計繰入金 15,000 千円 簡易専用水道負担金 4,896 千円 受取利息 4,213 千円 下水道事業負担金 (パソコン) 5,460 千円 下水道事業負担金 (ネットワーク) 1,224 千円 下水道事業負担金 (庁舎) 55,638 千円 土地賃貸料 12,627 千円 駐車場賃貸料 16,791 千円

算定基礎資料4 需要家費の内訳

		需要家費 (千円)	内訳
維持管理費			
	人件費	43,248	①業務費 (委託費以外) 84,510 千円 ②併徴事務負担金 (人件費) 41,262 千円 よって、①-②=43,248 千円
	委託費	290,685	①窓口業務等委託費 603,900 千円 ②併徴事務負担金 (人件費以外) 313,215 千円 よって、①-②=290,685 千円

算定基礎資料5 変動費の内訳

		変動費 (千円)	内訳
維持管理費			
	受水費	1,273,529	受水費総額から固定費を除いた額 ①兵庫県営水道受水に係る固定費 $25,550 \text{ m}^3 \times (3,200 \text{ 円} + 14,800 \text{ 円}) = 459,900,000 \text{ 円}$ ②阪神水道企業団受水に係る固定費 $27,350 \text{ m}^3 \times 0.7 \times 365 \text{ 日} \times 51.06 \text{ 円} = 356,803,451 \text{ 円}$ よって、 $3,723,639 \text{ 千円} - (①+②) \times 3 \text{ 年} = 1,273,529 \text{ 千円}$
	動力費	704,175	動力費の全額
	薬品費	204,195	薬品費の全額